

提出意見及び意見考慮結果・理由等

	御意見	検討結果
1	改正後農林中央金庫法施行規則第100条の2の5第1項に「第三号に掲げる事項」とあるが、これには、柱書に規定されている「その他法令に適合することを確保するための体制が適切に整備されていること」を含むのか？	御質問ありがとうございます。 第100条の2の5第1項の「第三号に掲げる事項」は、第100条の2の3第1項第3号イ及びロを指すものです。
2	国民主権に基づく構造照合：農林中央金庫法施行規則の改正および自己資本比率基準の根拠について 農林水産省経営局金融調整課御中 私は日本国憲法 前文および第1条、97条、98条1項を根拠に、主権者として本状を提出します。 本状は、国民主権に基づき行政判断の「構造照合」を行うものです。 【対象】 - 農林中央金庫法施行規則及び内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令案 - 農林中央金庫法施行規則第百条の二の三第一項第一号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率（案） 【照合する事項】 1. 旧位規範との整合性 民間組織である農林中央金庫に対し、行政が「15%」という具体的な自己資本比率を義務付け、かつ「特定社会基盤事業者」として経営の細部に介入する構造が、憲法29条（財産権）および憲法13条（団体の自治・自己決定権）における「公共の福祉による必要最小限の制限」の範囲内に収まっているか、その論理的整合性を明確にされたい。 2. 憲法条文との整合性・非矛盾性 憲法25条（生存権）の基盤である食料安全保障を担う組織に対し、経済安全保障を名目とした行政介入を強化することが、判断の誤りによる「単一故障点（SPOF）」のリスクを増大させ、結果として主権者の生存基盤を脅かす可能性について、憲法上の権利保障の観点から非矛盾性を提示されたい。 3. 法体系・制度設計 主権者の財産および生存に重大な影響を及ぼす「15%」という具体的な数値基準、および「特定重要設備」の選定基準を、法律ではなく行政が機動的に変更可能な「命令」や「告示」に広範に委任する設計が、憲法31条（適正手続き）および法治主義の原則に照らして適正であるか、その判断基準を提示されたい。 4. 政治的統制構造 「経済安全保障」を理由とした委託先の審査や指定のプロセスにおいて、行政側の恣意的判断を抑制するための第三者による客観的評価指標、および国会による民主的統制がどのように機能する設計となっているか明示されたい。 5. 行政運用・判断プロセス 「比率（15%）」の設定根拠となる数理的エビデンス、および「業務の確実な実施に支障を及ぼすおそれ」等の抽象的表現に関する具体的解釈指針を説明されたい。また、行政の介入に起因して農林水産業基盤に損失が生じた際の責任主体を明確にされたい。 【確認・記録】 行政判断は国民主権の下位構造であり、判断基準および責任主体の照合は国民の正当な権能です。 本照合を正式に記録し、構造的説明を提示されたい。	御質問ありがとうございます。 今般の農林中央金庫法の改正において、農林中央金庫が、農林中央金庫及び特定会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないと認められるものとして主務省令で定める基準に適合する場合に限り、特定会社に対する出資手続が緩和されることとなりました。 当該基準は、農林中央金庫法の委任を受けて、当該出資手続が緩和される場合の前提を定めるものであり、既存の金融規制や農林中央金庫を取り巻く状況等を踏まえ、農林中央金庫における財務健全性やガバナンスの確保、地域の農林水産業の持続的な発展に資するという制度の趣旨に沿った出資方針の策定等を定めるものです。 今般の改正は、農林中央金庫に対する規制の強化をするものではありません。
3	対象条項： 農林中央金庫法施行規則第百条の二の三第一項第一号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める比率（案）（告示案） 意見の要旨： 認可なしでの特定会社への出資基準として、総自己資本比率を単体・連結ともに「15パーセント以上」と一律に高く設定することは、農林中金に対して貸倒引当金リスクの低い大企業や外資系グローバル企業の呼び込みばかりを優先させ、本来の目的である「国内の在来型農業経営の基盤維持」を足切りする懸念があるため、運用の柔軟化を求めます。 理由・背景： 気候や相場に左右されやすい国内の第一次産業（農業法人等）への出資・融資は、必然的に貸倒引当金の計上リスクを伴い、それは農林中金の自己資本比率（分子の減少と分母の急増）を直撃します。 「15%維持」の過度なプレッシャーは、農林中金がリスクを恐れて泥臭い地域農業への投資を避け、財務が安定した海外の穀物メジャーや巨大アグリテック企業等への投資に偏るインセンティブを生みかねません。本改正がグローバル企業の呼び込みだけに終わらぬよう、一時的な比率低下に対する猶予措置を設けるとともに、投資先が「真に国内生産者の手取り向上や基盤維持に寄与するか」を厳格に審査する歯止めを命令・指針に明記することを強く要望します。	貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございます。 制度の運用に当たっては、地域の農林水産業の持続的な発展に資するという制度の趣旨に沿った出資となるよう、農林中央金庫に対し適切にモニタリング指導してまいります。

上記のほか、今回の意見募集に直接関係がないため掲載していない御意見が2件ありました。今後の施策の参考とさせていただきます。